

# 配偶者暴力防止法の施行状況（令和3年度）

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室

## 1 配偶者暴力相談支援センター

(カ所)

区分	全国 (R3.3末現在)	北海道 (R4.3末現在)
配偶者暴力相談支援センター数	296	21

## 2 相談

(件)

区分		全国 (令和2年度)		北海道 (令和3年度)	
配偶者暴力に関する相談件数		129,491	R元: 119,276 H30: 114,481	3,403	R2: 3,066 R元: 2,841
① 相談形態	来所	37,911 (29%)		885 (26%)	
	電話	86,168 (67%)		2,362 (69%)	
	その他 (出張相談等、来所及び電話以外の相談)	5,412 (4%)		156 (5%)	
② 性別	女性 (相談者)	125,916 (97%)		3,279 (96%)	
	男性 (相談者)	3,575 (3%)		124 (4%)	
③ 加害者との関係	婚姻関係 (婚姻の届出あり)	104,438 (81%)		2,497 (73%)	
	事実婚 (婚姻の届出なし)	3,194 (3%)		78 (2%)	
	婚姻の届出有無不明	1,740 (1%)		20 (1%)	
	離婚済	16,044 (12%)		691 (20%)	
	生活の本拠を共にする交際相手	3,021 (2%)		94 (3%)	
	生活の本拠を共にした元交際相手	1,054 (1%)		23 (1%)	

## 3 保護命令 (平成13年10月～令和4年3月の累計)

(件)

区分	全国	北海道
保護命令発令 (認容) 件数	40,461	2,200
生命等に対する脅迫のみを理由とするもの	7,203 (18%)	268 (12%)
① 被害者に関する保護命令のみ発令された件数	15,010 (37%)	1,425 (65%)
ア. 接近禁止命令のみ	6,164 (15%)	758 (35%)
イ. 退去命令のみ	97 (0%)	1 (0%)
ウ. 接近禁止・退去命令	2,089 (5%)	116 (5%)
エ. 接近禁止・電話等禁止命令	5,001 (12%)	474 (22%)
オ. 接近禁止・退去・電話等禁止命令 (事後発令含む)	1,645 (4%)	75 (3%)
カ. 電話等禁止命令	14 (0%)	1 (0%)
② 「子への接近禁止命令」と「親族等への接近禁止命令」が同時発令された件数 (①以外。事後発令含む)	6,217 (15%)	147 (7%)
③ 「子への接近禁止命令」が発令された件数 (②以外。事後発令含む)	15,947 (39%)	514 (23%)
④ 「親族等への接近禁止命令」が発令された件数 (②以外。事後発令含む)	3,287 (8%)	114 (5%)

## 4 一時保護

(件)

区分	R3実績	備考	
配偶者暴力被害者の一時保護件数 (道内)	129	R2: 136	R元: 183
道立女性相談援助センター	37 (29%)	R2: 40 (29%)	R元: 66 (36%)
一時保護業務外部委託	92 (71%)	R2: 96 (71%)	R元: 117 (64%)

注1) 全国の件数は内閣府男女共同参画局調べ、北海道の件数は北海道環境生活部調べ

注2) 道内の配偶者暴力相談支援センターは、道立女性相談援助センター、道庁、各(総合)振興局(14カ所)、札幌市(2カ所)、旭川市、函館市

注3) (%)は、各区分毎の割合

注4) 保護命令発令件数は、最高裁判所提供の資料による

注5) 一時保護業務外部委託件数は、民間シェルター(8団体)、母子生活支援施設等(4施設)の計

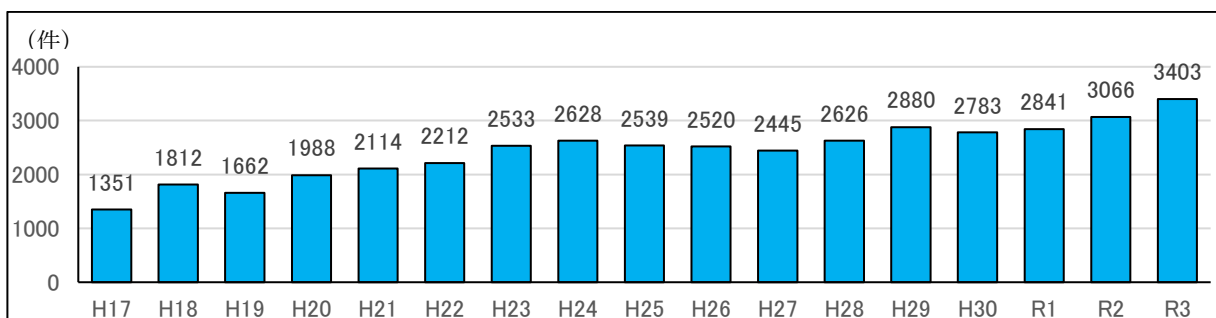
# 道内における配偶者からの暴力に関する状況

## 1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

道内の配偶者暴力相談支援センターは、令和3年4月、新たに苫小牧市に設置され、令和3年度末現在の設置数は21ヶ所※となっている。同センターでの相談件数は近年増加傾向となっており、令和3年度は、3,403件となっている（図1）。

※21ヶ所：道立女性相談援助センター、道、14振興局、札幌市2、旭川市、函館市、苫小牧市

図1 北海道の配偶者暴力相談支援センターの相談件数



(資料出所：北海道環境生活部)

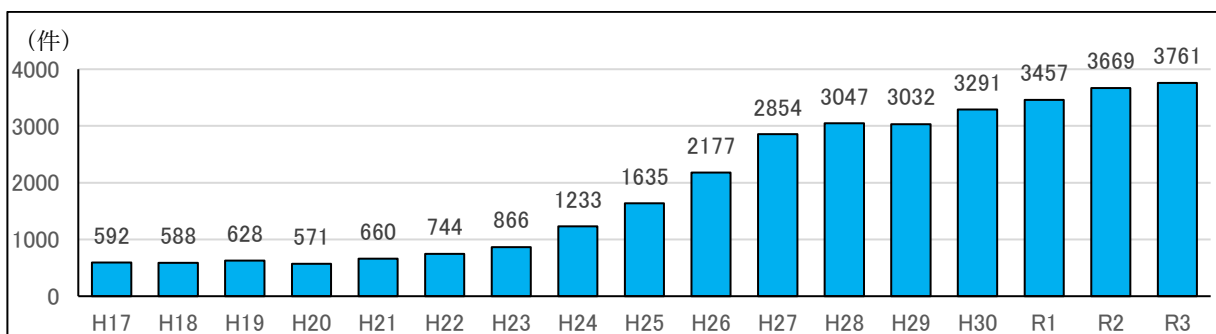
## 2 関係機関（配偶者暴力相談支援センター以外）相談等件数

配偶者暴力相談支援センター以外の相談窓口としては、北海道警察のほか、民間シェルター（8カ所）、法務局（4カ所）、婦人相談員を設置している市（12市）がある。

北海道警察における相談等件数は、事案の凶悪化を背景とした対策の強化等により、平成24年以降、増加傾向にある。（図2）

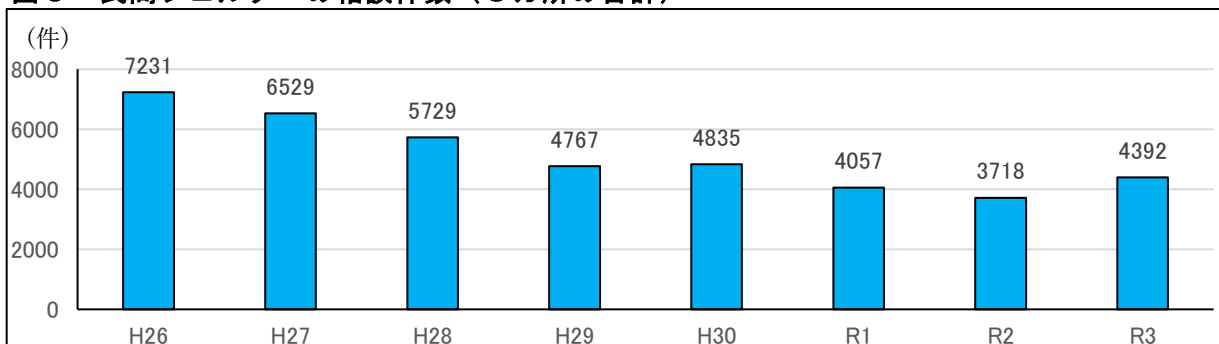
なお、道内の関係機関における相談等件数の総数は、令和元年度以降、増加傾向にある。（図6）

図2 北海道警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数



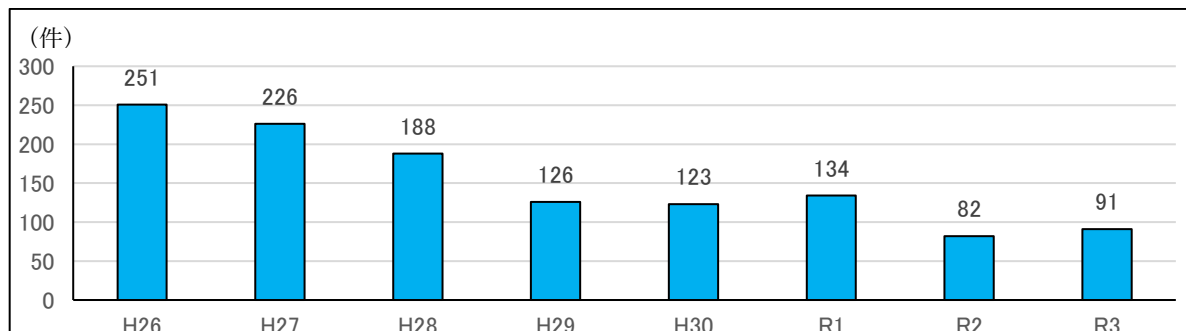
(資料出所：北海道警察本部)

図3 民間シェルターの相談件数（8カ所の合計）



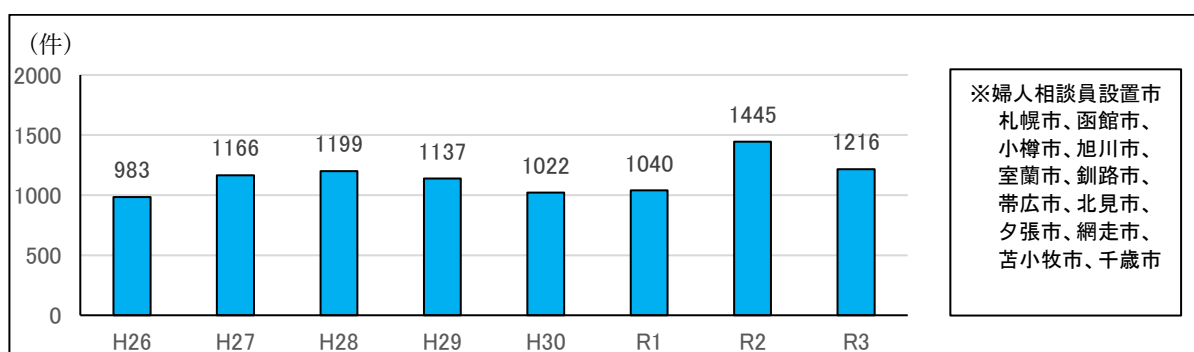
(資料出所：北海道環境生活部)

図4 法務局の相談件数（全道4カ所の合計）



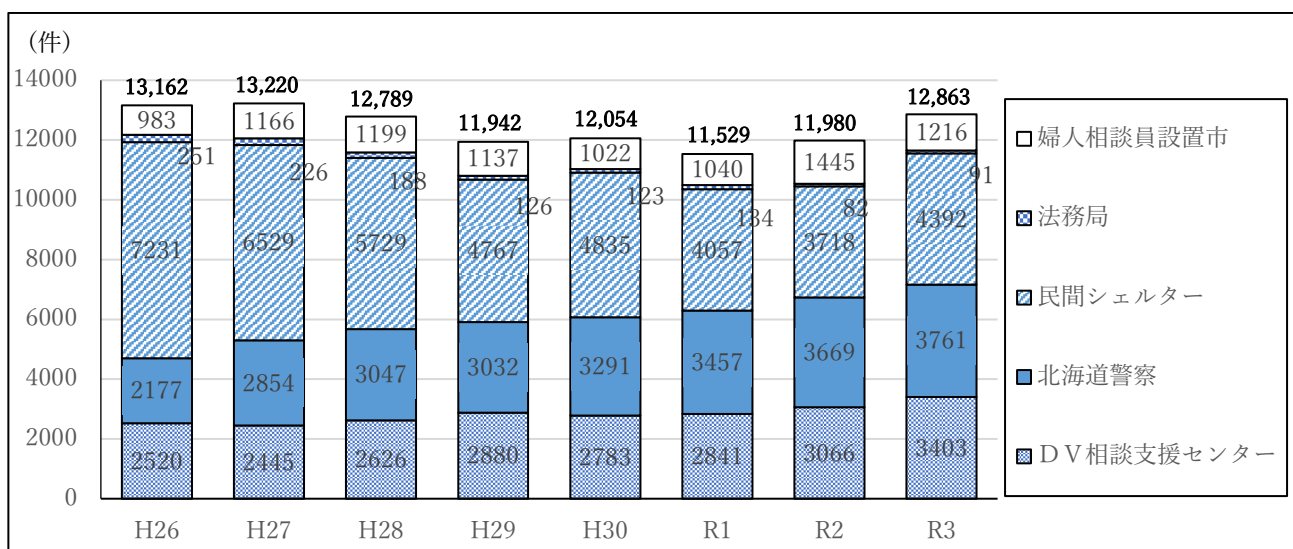
(資料出所：札幌法務局)

図5 婦人相談員設置市における相談件数（配偶者暴力による来所相談）



(資料出所：北海道環境生活部)

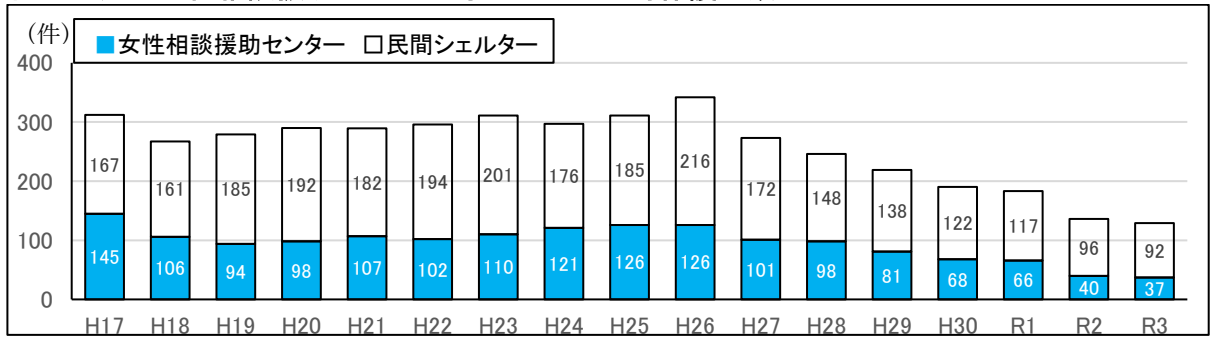
図6 道内の主な配偶者暴力被害者相談機関の相談状況（図1から図5までの合計）



### 3 配偶者暴力被害者（被害者本人）の一時保護人数

道内における配偶者からの暴力被害者の一時保護については、道立女性相談援助センターのほか、迅速かつ広域的に行うため、厚生労働大臣の定める基準を満たす民間シェルターなど12ヶ所に道が業務を委託して行っており、これらを合わせた一時保護人数は、平成27年度以降、減少傾向にあり、令和3年度の一時保護人数は、129人となっている。（図7）

図7 道立女性相談援助センター等における一時保護人数

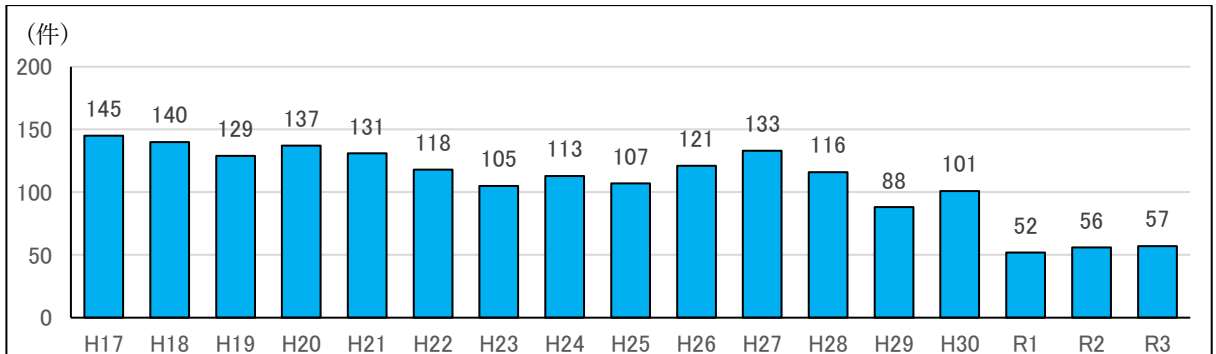


(資料出所:北海道立女性相談援助センター)

### 4 保護命令

令和3年度における道内の保護命令事件の処理（保護命令発令）件数は、57件となっている。（図8）

図8 道内の保護命令件数



(資料出所:最高裁判所)

配偶者暴力に関する北海道の取組

区分	事業	内容	令和3年度実績	令和4年度予定
相談	配偶者暴力相談支援センターの設置	道立女性相談援助センター、本庁、各(総合)振興局を、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターに指定	道内16カ所(機関)に設置	同左
	相談員の配置	各(総合)振興局に、DV相談等に係る男女平等参画推進員を配置	各(総合)振興局に1名(計14名)を配置	同左
	相談への対応	各配偶者暴力相談支援センターにおいて、電話、来所によるDV相談を実施	<平日> 9:00~17:00	同左
		道立女性相談援助センターは、平日夜間及び土日祝日(年末年始を除く。)の電話相談も実施	<平日夜間> 17:30~20:00 <土日祝日> 9:00~17:00	同左
	民間シェルターの活動支援	民間シェルターが行うDV相談業務に対して、財政的援助を実施	民間シェルター8団体に対して補助金を支出	同左
一時保護	被害者等の一時保護	道立女性相談援助センターにおいて、DV被害者等の一時保護を実施	随時、一時保護を実施	同左
	一時保護業務の外部委託	民間シェルター等に対して、DV被害者等の一時保護業務を外部委託	民間シェルター8団体、母子生活支援施設等4施設に委託	同左
自立支援	被害者等の自立支援	一時保護を行ったDV被害者等の自立支援を実施	道立女性相談援助センター及び民間シェルターが実施	同左
	民間シェルターの活動支援	民間シェルターが行うDV被害者等の自立支援活動に対して、財政的援助を実施	民間シェルターに対して補助金を支出	同左
機関連携	関係機関連絡会議の開催	DV施策に関する情報共有、及び機関連携による対策を推進するため、本庁及び各(総合)振興局に関係機関連絡会議を設置	本庁及び各(総合)振興局(渡島・檜山は合同)で開催(書面開催を含む)	同左
研修	民間シェルタースタッフ養成等実践研修会の開催	民間シェルターで活動するスタッフやDV対策に携わる職務関係者のスキルアップを図るため、民間シェルター所在地8カ所(札幌、函館、旭川、室蘭、帯広、北見、苫小牧及び釧路市)において隔年(4カ所毎)で研修会を開催	胆振、オホーツクの各総合振興局で開催	渡島、上川、釧路、十勝の各総合振興局で開催予定
	全道セミナー(職務関係者向け研修会)の開催	DV被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーを開催 若年層における交際相手からの暴力防止に関する全道セミナーを開催	コロナ禍のため、講演動画DVDを作成・配布することにより、研修実施	札幌市内で開催予定
普及啓発	啓発資材の作成・配付	DV防止等に関する啓発資材を作成し、道内の関係機関等に配付	既存の啓発資材を適宜配布	啓発資材の作成・配布予定
	パル展の開催	女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~25)に併せて、ストップDVパル展を開催	11/22、24、道庁1Fホールで開催	6/24~/27開催
その他	男女平等参画施策に関する苦情処理	道の男女平等参画施策に関する苦情や、女性への暴力、セクシャル・ハラスメント等、性別を理由とする差別などに関する申出を処理	委員2名(弁護士)を委嘱	同左